

「寝たきり度」と「認知症自立度」からみた要介護度

20.9.21 矢島義恭

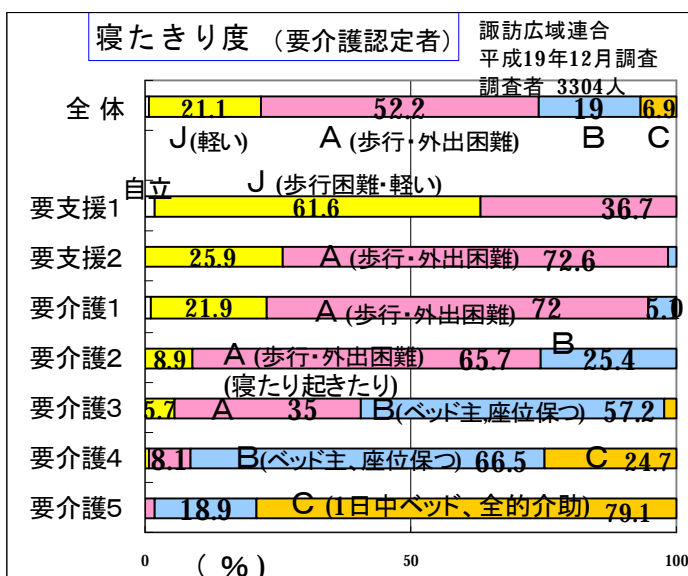
〔介護保険の要介護度の認定〕 市町村の窓口申請すると、申請者の心身の機能や状態について調査が行われ、その人が必要な介護量によって「要支援1, 2」「要介護1～5」の7段階に認定されます。要介護度の認定によって、介護サービスや支払われる保険の限度額が決まります。

〔判定の流れ〕

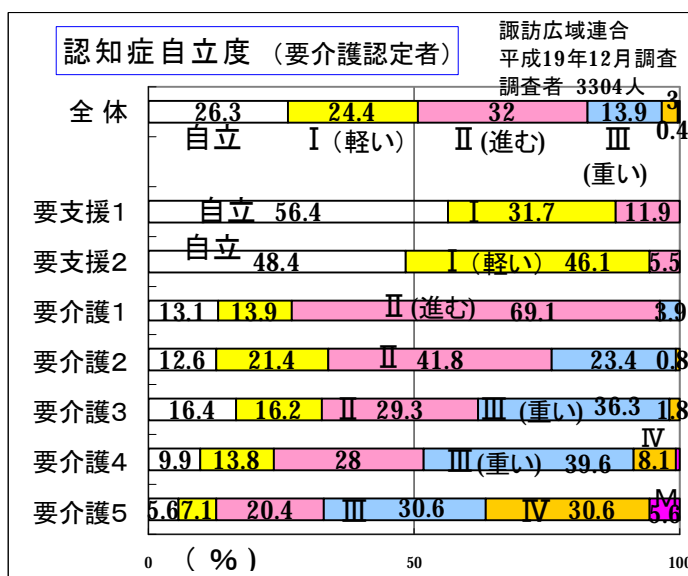
- 訪問調査 調査員により、全国共通の認定調査票に基づき心身状態の聞き取り調査が行われます
- 一次判定 認定調査票の記載をコンピューターで集計し、一次判定が行われます
- 主治医の意見書 「寝たきり度」や「認知症自立度」が記載されます
- 二次判定 介護認定審査会は、一次判定の結果と主治医の意見書を加味し二次判定が行われます

〔介護保険の判定基準〕

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）



認知症高齢者の日常生活自立度（認知症自立度）



障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

注) 1と2は各々のランク内での〔・・〕で軽重ランク

ランク J 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する

- 1 交通機関等を利用して外出する
- 2 隣近所へなら外出する

A 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない

- 1 日中は殆どベッドから離れて生活する
- 2 日中は寝たり起きたりの生活をしている

B 屋内での生活は介助を要し、日中もベッド上の生活が主体であるが座位を保つ

- 1 介助なしで車椅子に移乗、食事・排泄はベッドから離れて
- 2 介助により車椅子に移乗

C 一日中ベッド上で過ごし、排泄・食事・着替えにおいて介助を要する

- 1 自力で寝返りをうつ
- 2 自力で寝返りも出来ない

認知症高齢者の日常生活自立度（認知症自立度）

ランク I 何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している

II 〔・・〕日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、誰かが注意していれば自立できる

- 1 家庭外で・・・
- 2 家庭内でも

III 〔・・〕日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする

- 1 日中を中心として
- 2 夜間を中心として

IV困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする

V 著しい精神症状や問題行動或いは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする